

株式会社Cスター 御中

簡易事業承継診断レポート

税理士法人チェスター

令和4年9月1日

目次 ~INDEX~



1 会社概要・株式評価額のご報告

2 所見

3 事業承継・資本政策例及び参考資料

(ご留意事項)

- ・本レポート作成月の税制及び公表資料に基づいて作成しております。また、内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容と異なる取り扱いがなされる場合がありますので、ご注意ください。
- ・本レポートは事業承継・資本政策のための試算であり、実際の評価及び税額とは異なることをご了承ください。
- ・本レポートに含まれる情報は、いかなる目的で使用される場合におきましても、お客様の判断と責任において使用されるべきものであり、本レポート及び本レポートに含まれる情報の使用による結果について、弊所は何ら責任を負いません。対策の立案・実行は税理士、会計士、弁護士等と十分にご相談の上ご判断ください。

会社概要・株主構成

会社概要

会社名 株式会社Cスター

業種 製造業

【株式評価上】 製造業

(業種目番号10)

発行済株式総数 200 株 (自己株式を除く)

資本金等 10,000 千円

従業員数 100 人

売上(前年度) 800,000 千円

総資産(前年度) 2,000,000 千円

うち土地等 1,000,000 千円

うち株式等 300,000 千円

純資産(前年度) 1,000,000 千円

《会社の概況》

(単位：千円)

直近3期の状況	令和4年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期
支払配当	0	0	0
課税所得	50,000	50,000	50,000
資本金等	10,000	10,000	10,000
利益積立金額	1,000,000	950,000	900,000

株主構成

株主名	続柄	役職	株数	議決権数	議決権比率
C山 一郎様	本人	代表取締役	140	70	70.0%
C山 花子様	妻	取締役	60	30	30.0%
計			200	100	100.0%

貴社の株式評価額について

財産評価基本通達に基づく簡易評価額

単位：円

会社名	類似業種比準価額	純資産価額	原則的評価額	配当還元価額	評価根拠
株式会社Cスター	1,960,000	5,000,000	1,960,000	25,000	別紙参照

【ご留意点】

- ・上記の評価額は、簡易概算評価額であり、実際の実行時の価額とは異なります。
- ・算定にあたっては、貴社に関する下記資料を参照しています。
「法人税申告書」「法人事業概況説明書」「決算報告書」「登記簿謄本」「定款」
- ・類似業種比準価額については、国税庁公表の法令解釈通達にかかる直近の情報に基づき評価しております。
また、業種目については法人税申告書記載の事業種目及び登記簿謄本目的欄を参考に推定しており、事実と異なる可能性がございます。
- ・純資産価額は、決算報告書上の簿価純資産額により評価しております。また財産評価については、貴社より情報提供された財産についてのみ、計上しております。
- ・本レポートの株価算定日は令和4年8月31日で、国税庁の類似業種データは令和4年8月分までで算出しております。

各株主の株価総額

各株主の株価総額

株主名	株数 (株)	株価総額 (円)
C山 一郎様	140	274,400,000
C山 花子様	60	117,600,000
計	200	392,000,000

貴社の株式評価額

株式評価額の算定 (単位: 円)

従業員数 70人以上は大会社								判定	【折衷価額】	【純資産価額】
総資産価額 (帳簿価額)			従業員数	取引金額 (売上)						
卸売	小売・サービス	左記以外		卸売	小売・サービス	左記以外	判定			
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大	類似業種比準価額のみ $1,680,000 \times 0.9 + 5,000,000 \times 0.1 = 2,012,000$ $1,680,000 \times 0.75 + 5,000,000 \times 0.25 = 2,510,000$ $1,680,000 \times 0.6 + 5,000,000 \times 0.4 = 3,008,000$ $1,400,000 \times 0.5 + 5,000,000 \times 0.5 = 3,200,000$	5,000,000	
4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満	中0.9			
2億円以上 4億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2.5億円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3.5億円以上 7億円未満	2.5億円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満	中0.75			
7千万以上 2億円未満	4千万以上 2.5億円未満	5千万以上 2.5億円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3.5億円未満	6千万円以上 2.5億円未満	8千万円以上 2億円未満	中0.6			
7千万未満	4千万未満	5千万未満	5人以下	2億円未満	6千万円未満	8千万円未満	小			
特定の評価会社			土地特定・株式特定・比準要素0 比準要素数1の会社			特定	原則として純資産価額方式 $1,960,000 \times 0.25 + 5,000,000 \times 0.75 = 4,240,000$			

※特定の評価会社（土地保有・株式保有・比準要素数1）に該当する場合には、会社規模に基づく評価（一般評価）額よりも優先されます。

いずれか
小

類似業種比準価額の算定 (単位: 円)

業種目番号	10	(配当)	0.0	(利益)	250	(純資産)	5,050	(割引率)	0.7
(類似株価)	339	6.3	+	28	+	318	×		
		=			339 × $\frac{0.00 + 8.92 + 15.88}{3}$ × 0.7				
		=			1,960.00 × $\frac{50,000}{50}$ =			1,960,000 円	

(比準割合 8.26)

配当還元価額の算定 (単位: 円)

$\frac{2.50}{10\%} \times \frac{50,000}{50}$	=	25,000 円
--	---	----------

※配当の額が2円50銭未満の場合には2円50銭

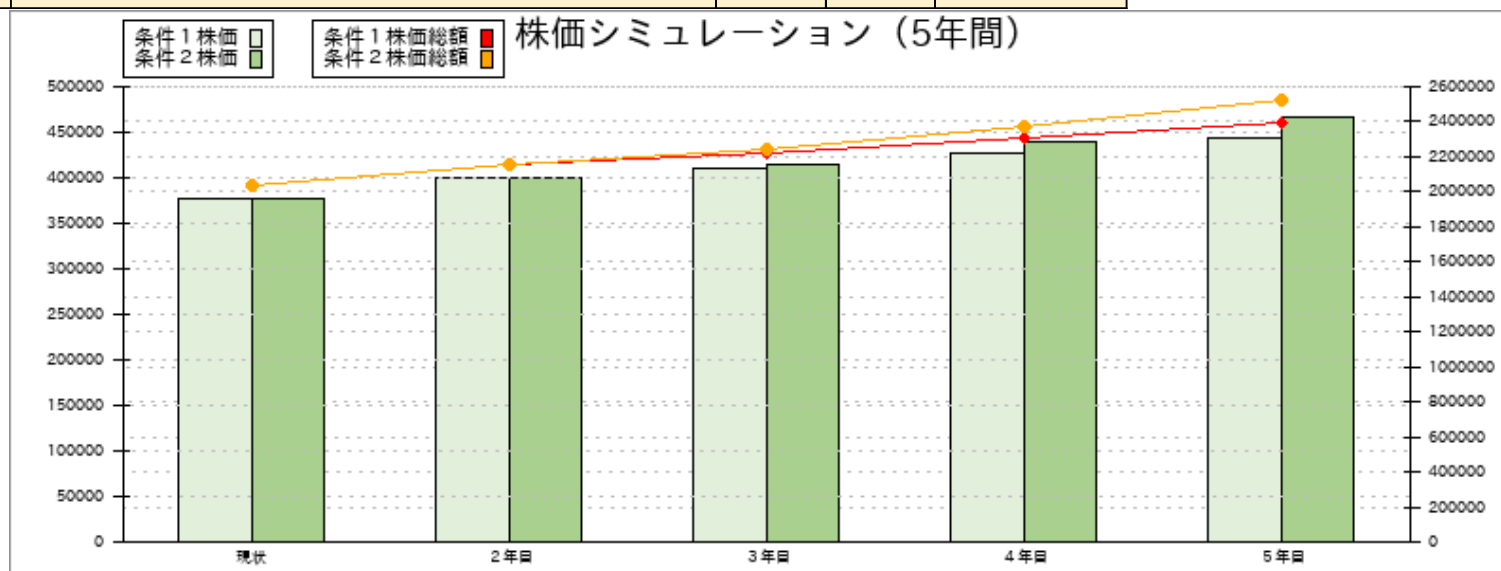
純資産価額の算定 (単位: 千円)

資産		負債	
評価額	簿価	簿価	評価額
2,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000
資産のうち 土地 1,000,000 株式 300,000	内 土地 1,000,000 株式 300,000	簿価純資産 1,000,000	純資産価額 1,000,000
(含み益)	0		△法人税等 0

(純資産価額)	1,000,000	÷	(発行済株式数)	200	=	5,000,000 円
---------	-----------	---	----------	-----	---	-------------

株価シミュレーション

シミュレーション条件				現状	2年目	3年目	4年目	5年目	
条件1	翌年度所得	50,000	千円	①	1,960,000	2,077,100	2,136,200	2,220,000	2,306,300
	【3年目以降の株価 5%ずつ上昇（2年目比）】								
条件2	翌年度支払配当	0	千円（3年目以降継続）	②	392,000	415,420	427,240	444,000	461,260
	【3年目以降の株価 10%ずつ上昇（2年目比）】								
参考	配当・所得が0円の場合			③	1,303,400				



所見【株主構成】

分散の傾向：【なし】

特段の問題はございません。

経営権について：【検討不要】

特段の問題はございません。

所見【株価】

特定の評価：【非該当】

現時点において、至急の対策は必要ありませんが、業績に応じて株価が著しく変動し、相続税の負担は大きく変動する可能性があります。したがって、後継者への株式の移動は、計画的に行う必要があります。

持合株式：

特になし

所見【法務面（会社法等）】

株券発行・不発行：【発行】

現在、会社法では、「株券不発行」が原則となっております。株券発行の場合、株券の保管が煩雑となります。現在、発行している場合には、事業承継の観点から、その所在を確認されることをお勧めいたします。また、定款変更により「株券不発行」への変更も可能です。

譲渡制限株式：【あり】

特にコメントはございません。

相続人等に対する株式の売渡請求条項：【なし】

当該条項を定款に付すことで、オーナー一族以外の株主が参画する場合、当該株主に相続または合併等の一般承継が生じたとき、株主総会の決議を通じて、その株式を強制的に会社が買い取ることができます。

その他：

特になし

新株予約権の行使期間満了：

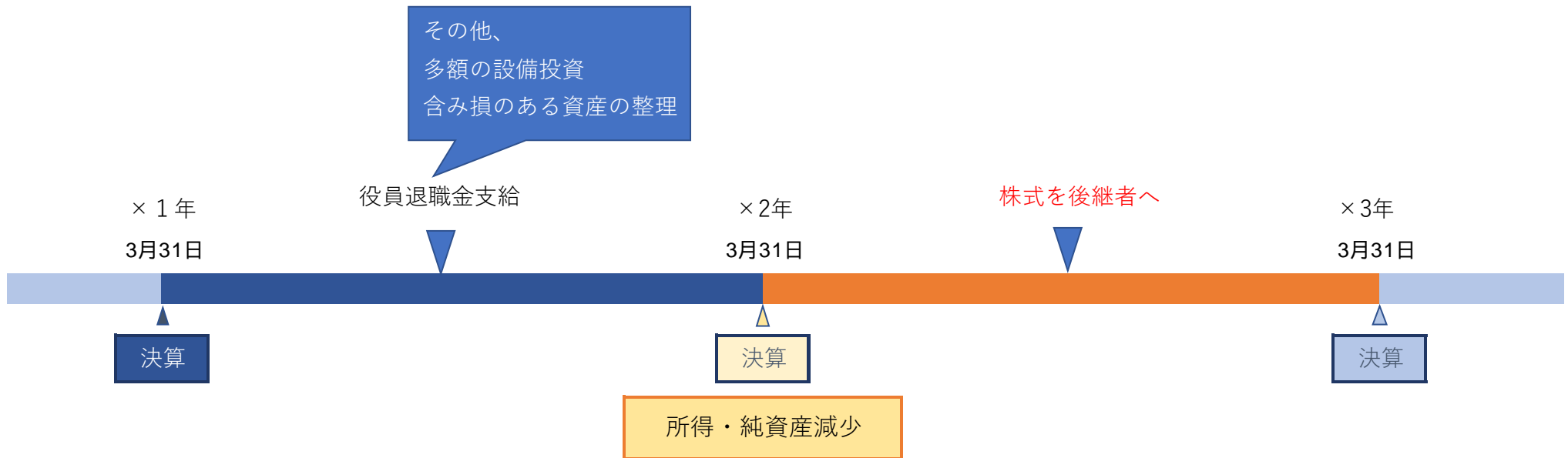
特になし

オーナーからの個人借入金：

特になし

事業承継対策例【役員退職金の支給】

対策の流れ



◆役員退職金を支給（損金算入）する際の留意点

1. 役員を退任したオーナーは、顧問・相談役等として会社に残ることはできますが、会社の経営に参画することはできません（退任後は取締役会に参加することができません。）。
2. 役員を退任したオーナーに退任後も給与を支給する場合、その給与の金額は役員退任前の1/2以下にする必要があります。
3. 役員退職金の支給額は、一般的には「最終月額報酬×役員在任期間×功績倍率※」が適正額の目安です。
4. 役員退職金の支給額は、役員退職金規定及び株主総会の決議に基づいていることが条件です。

事業承継対策例【役員退職金の支給】

退職所得と役員報酬

所得種別	課税方法	税率（国税＋地方税）	課税所得金額	税引後手取額
役員退職金	分離課税	55% × 1/2 (45%※1 + 10%)	1億円	約80百万円
役員報酬	総合課税	55% (45%※1 + 10%)	1億円	約50百万円

退職所得の税額

退職金の税額 = (退職金 - 退職所得控除) × 1/2 × 税率《最高税率55%※1》

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数（最大800万円）
20年超	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

※1 最高税率が適用されるケースです。また、別途復興特別所得税がかかります。

※2 就任年数20年のケースです。また、社会保険料等は考慮していません。

※3 役員就任期間が5年以下の場合には、1/2課税の適用はありません。

事業承継対策例【役員退職金の支給】

損金算入できないケース

法人税法上、以下の場合には、役員退職金が損金不算入となります。

- ① 役員退職金と認められず、「役員賞与」と認定された場合（全額）
- ② 役員退職金が過大であると認定された場合（過大部分）

過大な役員退職給与の額

内国法人が退職した役員に対して支給した退職給与の額が、**法人の業務に従事した期間、退職の事情、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額**（法令70条2項）



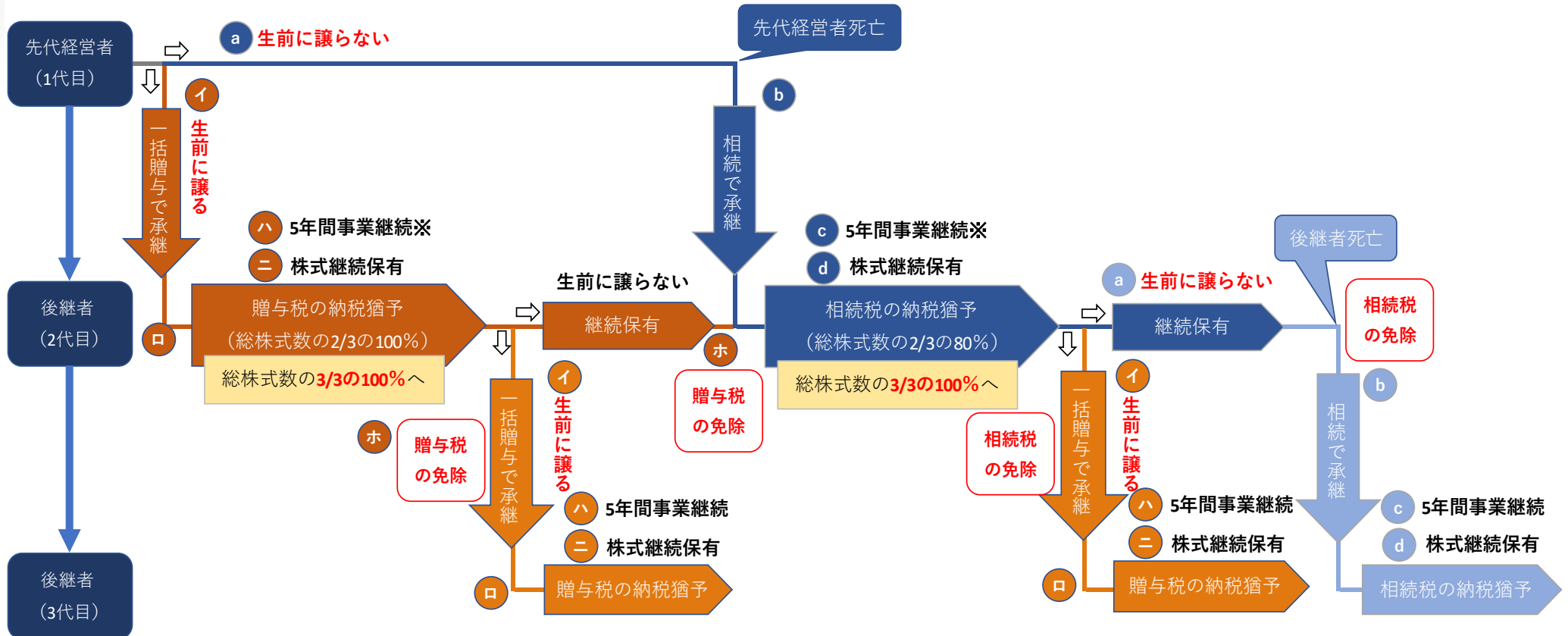
つまり、最終的には支給金額と諸々の事情を加味したところの実態で判断されます。

(例) 創業後何十年も社長である・会社を著しく成長させた・不祥事を起こした等々

事業承継対策例【納税猶予制度の利用】

納税猶予制度（全体像）

生前に譲らない場合 → a～d（相続税の納税猶予）
 生前に譲りたい場合 → イ～ホ（贈与税の納税猶予）



事業承継対策例【納税猶予制度の利用】

30年度税制改正内容

	一般措置	特例措置
特例承継計画の提出	—	平成30年4月1日から平成35年3月31日までに 都道府県庁に提出（5年間） ※この5年間は、贈与・相続後での提出可
贈与・相続の時期	—	平成30年1月1日から平成39年12月31日までの 贈与・相続（10年間）
対象株式数	発行済議決権株式総数の 3分の2まで ※後継者の既に保有していた分を含む	発行済議決権株式総数の 全株式
猶予対象割合	贈与：100%・相続：80%	贈与：100%・相続：100%
雇用確保要件 (5年間平均8割)	維持できない場合は納税猶予打ち切り	弾力的運用（実質撤廃） ※満たせなかった理由を記載し、認定支援機関の 確認を受けて都道府県に理由を報告 ※理由が経営悪化または正当なものと認められな い場合、認定支援機関の指導・助言が必要
承継パターン	複数の株主 ⇒ 後継者1名限定	複数の株主 ⇒ 後継者3名まで
特例承継期間後に 譲渡・合併等・清算した場合	承継時の株価をもとに 贈与税・相続税が課税 ※譲渡・合併の対価または残余財産の額が 税額を下回る場合のみ差額を減免	その時点の株式価値をもとに 税額を再計算し 差額を減免 ※業績について一定の要件（業績悪化等）あり
相続時精算課税	贈与者の子・孫が対象	贈与者の子・孫以外も対象

事業承継対策を考える上でのポイント

事業承継対策を検討する場合の重要項目

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| 【1】 後継者 | 誰に事業を引き継がせるのか？ |
| 【2】 経営権対策 | 後継者の経営権をいかに集中・安定化させるか？ |
| 【3】 株価・相続税対策 | 自社株その他の事業用財産に係る相続税負担をいかに軽減させていくか？ |
| 【4】 納税資金 | 事業承継に係る納税資金をいかに捻出するのか？ |
| 【5】 争族対策 | 相続発生後の親族間の財産争いをいかに回避するのか？ |

事業承継対策を考える上でのポイント

非上場会社における事業承継対策上の課題

オーナーの 相続

未上場会社のオーナーに相続が発生した場合には、納税資金の捻出が困難となるケースがあります。

後継者不在

会社の後継者が決定していないため、会社の運営に影響を及ぼすことがあります。

株式の分散

相続を繰り返すことで、株式が分散していくケースが少なくありません。株式が分散してしまった会社は、一般的に多くの問題を抱えています。

事業承継対策を考える上でのポイント

オーナーの相続

オーナーに相続が発生した場合に、納税資金を捻出できないときは、通常、以下の方法による納税を検討します。

- 【1】 株式を会社に売却し、売却代金を納税資金に充てる。
- 【2】 株式の物納

しかし、下記の面で問題が生じる恐れがあります。

- ・ 会社に多額の預金がない場合には、株式の買取資金を捻出できない可能性がある。
- ・ 景気や会社の業績により、相続時に株価が高く、買取時に株価が低くなるケースがある。
- ・ 他の株主からも株式の買取請求があると、相続人から買い取ることが困難となることがある。
- ・ 売却（物納）後の株主構成が大きく変動し、予期せぬ結果を招くことがある。（オーナー家の持分割合が下落する）
- ・ 手続きが煩雑であり、物納許可が下りないケースもある。
- ・ 相続後の業績悪化等により買取資金を捻出できない場合には、国は競争入札により株式を売却してしまう。
- ・ 相続時の株価が低い場合には、その低い価額で収納されてしまう。

Point

相続後に株式を円滑に売却できるとは限りません。
つまり、その前に納税資金の手当てをしておくことが、賢明です。

事業承継対策を考える上でのポイント

後継者の不在

後継者が不在の場合には、下記の問題が生じる恐れがあります

- ・リーダーシップを発揮できる者がなく、社内の結束力が弱まり、社内分裂が生じる。
- ・重要な経営判断ができず、経営悪化の原因となる。
- ・金融機関との交渉ができず、資金調達が困難となる。
- ・取引先等、対外的な信用が下落してしまい、事業に支障をきたす。
- ・オーナーに相続があった場合に、会社に最適な株主構成を構築することができない。
- ・後継者を決定することで、将来の資本政策（株式承継対策）を検討することが可能となる。

Point

後継者は、なるべく早めに決定しておくことが重要です。M&Aの検討も一考です。

事業承継対策を考える上でのポイント

株式の分散

株式が分散されると、下記の問題が生じる恐れがあります

- ・株主総会の決議を通すのが困難となり、会社の重要な決定ができなくなる。
- ・経営者が自らの意思を十分経営に反映することができない。
- ・経営安定のため株式の集約化を図ろうとしても、買取りが進まない。
- ・買取りができるとしても、価格及び買取資金の問題が生じる。
- ・株主から多額の配当を要求される。
- ・株式の売り渡し請求があった場合に、自社で株式を買い取る時は、価格の決定で争う可能性がある。
- ・少数株主であっても、相続税評価が高く、多額の相続税が生じることがある。

Point

株式の分散を防ぐため、事前の検討が必要です。

事業承継対策を考える上でのポイント

株主の権利

発行済株式総数に対する割合	内容
2/3以上（特別決議）	定款変更（309条2項11号）
	資本金の減少（309条2項9号）
	合併、会社分割、株式交換、株式移転（309条2項12号）
	事業譲渡・事業譲受（309条2項11号）
	第三者に対する新株の有利発行（309条2項5号）
	累積投票により選任された取締役及び監査役の解任（309条2項7号）
	会社解散（309条2項11号）
1/2超（普通決議）	特定の者からの自己株式の取得（309条2項2号）
	取締役及び監査役の選任及び取締役の解任（329条・341条）
	取締役及び監査役の報酬額（退職慰労金を含む）の決定（361条・387条）
	計算書類の承認（438条2項）
	自己株式の取得（156条）
1/3超（経営権に関与）	その他、総会での普通決議（会計監査人の選任等）（309条1項）
	特別決議（2/3以上）に対して拒否権を持つことになり、経営権に影響を及ぼしうる
10%以上	会社解散請求権（833条）
3%以上	総会招集請求権・同招集権（297条）
	取締役及び監査役の解任請求権（854条）
	帳簿及び書類の閲覧権（433条）
	業務財産調査のための検査役選任請求権（358条）
1%以上	総会検査役選任請求権（306条）
1%以上又は300株以上	総会の議題・議案提出権（303条）
単元未満株式・自己株式・相互保有株式	総会での議決権を有しない（308条）

～ 経営権安定化三か条 ～

- 一、最低でも議決権の1/2超を確保。
- 二、目指すは議決権の2/3以上を確保。
- 三、社外株主に議決権の1/3超を保有させない。

暦年贈与について

暦年贈与による贈与税の計算

その年1月1日から12月31日までの間に受けた贈与財産のうち、課税対象となるものの評価額の合計額から基礎控除額を控除した後の残額に税率を乗じて算出します。



$$\left(\text{贈与財産の評価額} \right) - 110 \text{万円} \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{贈与税額}$$

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

基礎控除額後の課税価額		税率	税額控除額
超	以下	%	
～	2,000千円	10	—
2,000千円	～ 4,000千円	15	100千円
4,000千円	～ 6,000千円	20	300千円
6,000千円	～ 10,000千円	30	900千円
10,000千円	～ 15,000千円	40	1,900千円
15,000千円	～ 30,000千円	45	2,650千円
30,000千円	～ 45,000千円	50	4,150千円
45,000千円	～	55	6,400千円

左記以外の者から贈与を受けた場合

基礎控除額後の課税価額		税率	税額控除額
超	以下	%	
～	2,000千円	10	—
2,000千円	～ 3,000千円	15	100千円
3,000千円	～ 4,000千円	20	250千円
4,000千円	～ 6,000千円	30	650千円
6,000千円	～ 10,000千円	40	1,250千円
10,000千円	～ 15,000千円	45	1,750千円
15,000千円	～ 30,000千円	50	2,500千円
30,000千円	～	55	4,000千円

相続時精算課税について

適用要件



株式1億円



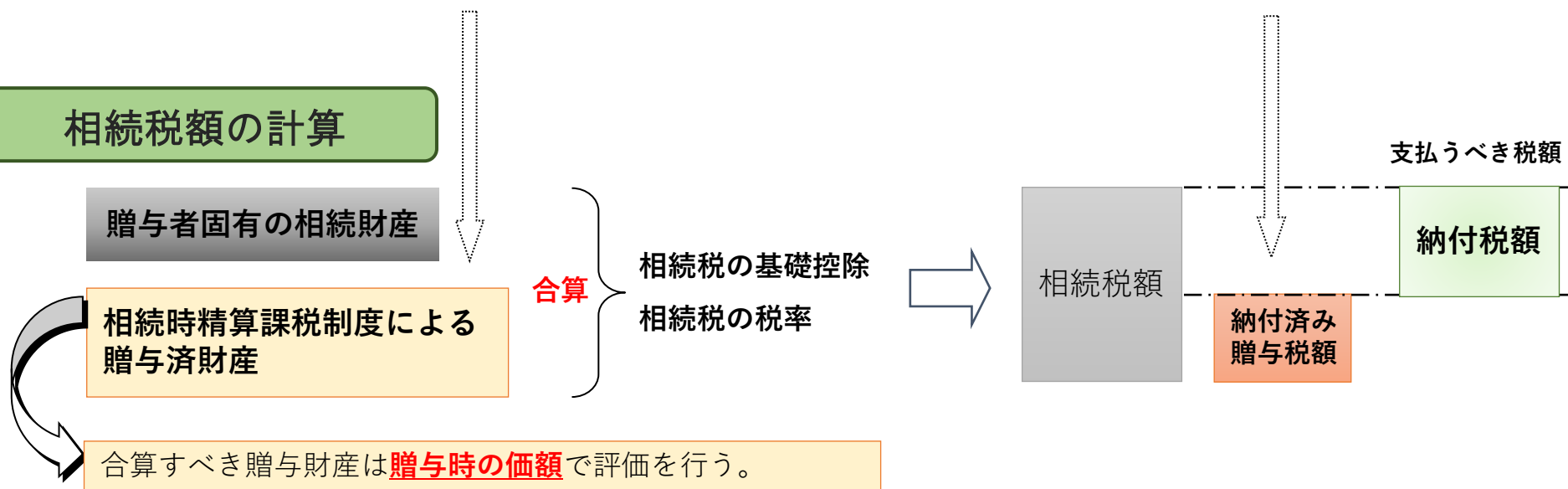
《注意点》

この制度を選択すると、以降は暦年課税贈与を利用できません。

贈与税額の計算

$$\left(\text{贈与財産の評価額 (1億円)} - \text{非課税枠 } 2,500\text{万円} \right) \times \text{税率 } 20\% = \text{贈与税額 (1,500万円)}$$

相続税額の計算

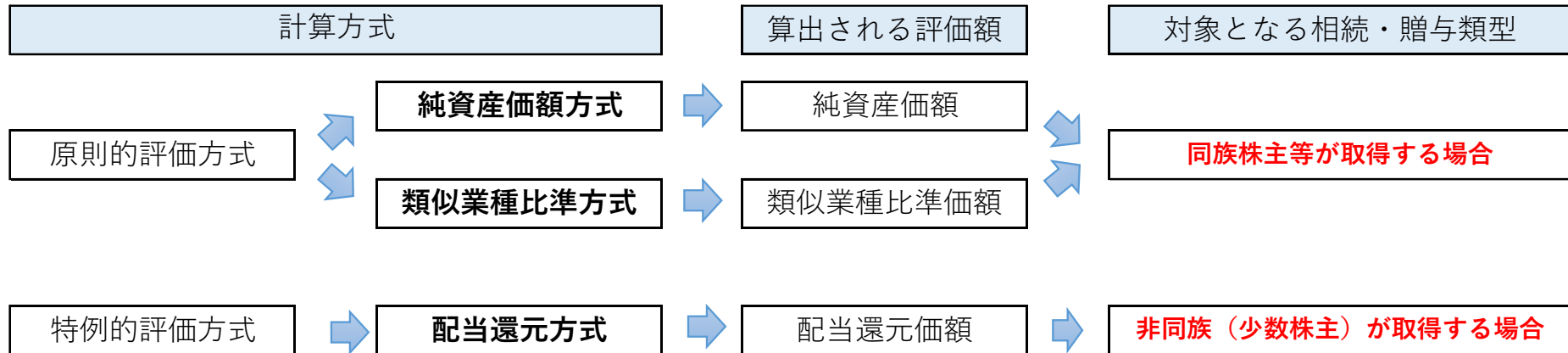


株価の低いタイミングで相続時精算課税制度による贈与を行うことにより、相続財産を低い価額で固定することができます。ただし、株価が贈与時よりも下落したときは、相続財産が増加するため注意が必要です。

参考：自社株式の評価方法

財産評価基本通達に基づく評価方法

自社株式（未上場株式）の相続税評価方法は、財産評価基本通達（178～189-7）によって定められています。



【 相続税法 】

（評価の原則）

第二十二條 この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時ににおける時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

【 財産評価基本通達 】

（評価の原則）

1 財産の評価については、次による。（平3課評2-4外改正）

(2) 時価の意義

財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期（相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日若しくは相続税法の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日又は地価税法第2条《定義》第4号に規定する課税時期をいう。以下同じ。）において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。

(3) 財産の評価

財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。

（この通達の定めにより難しい場合の評価）

6 この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。

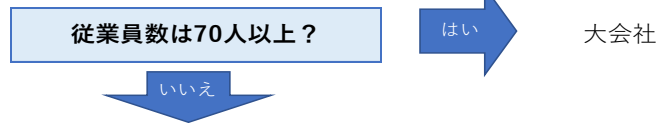
参考：自社株式の評価方法

会社規模の判定

財産評価基本通達では、会社規模に応じて、純資産価額・類似業種比準価額・配当還元価額のいずれかを採用することとしています。

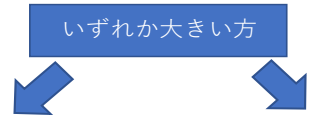
【会社規模の判定】

判定基準その1



判定基準その2

「従業員数・総資産基準」と「取引高基準」の大きい方で決定します



「従業員数・総資産基準」

総資産価額（帳簿価額）			従業員数			
卸売業	小売・サービス業	その他	35人超 70人未満	20人超 35人以下	5人超 20人以下	5人以下
20億円以上	15億円以上	15億円以上	大会社	中会社（大）	中会社（中）	中会社（小）
4～20億円	5～15億円	5～15億円	中会社（大）			
2～4億円	2.5～5億円	2.5～5億円	中会社（中）			中会社（小）
7千万～2億円	4千万～2.5億円	5千万～2.5億円	中会社（小）			
7千万未満	4千万未満	5千万未満	中会社（小）			小会社

「取引高基準」

取引高金額			会社規模
卸売業	小売・サービス業	その他	
30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
7～30億円	5～20億円	4～15億円	中会社（大）
3.5～7億円	2.5～5億円	2～4億円	中会社（中）
2～3.5億円	6千万～2.5億円	8千万～2億円	中会社（小）
2億未満	6千万未満	8千万未満	小会社

【会社規模による評価方法の決定】

会社規模		原則的評価方式	併用割合	特例的評価方式
大会社		類似業種比準価額	-	配当還元方式 (原則的評価方式の 選択可)
中 会 社	大	類似業種比準価額と純資産価額の併用方式	0.9 : 0.1	
	中	類似業種比準価額と純資産価額の併用方式	0.75 : 0.25	
	小	類似業種比準価額と純資産価額の併用方式	0.6 : 0.4	
小会社		類似業種比準価額と純資産価額の併用方式	0.5 : 0.5	

(注意点)

※原則的評価方式は、純資産価額のみを選択することが可能

※2要素ゼロの会社は、併用割合は、類似業種比準価額0.25：純資産価額0.75

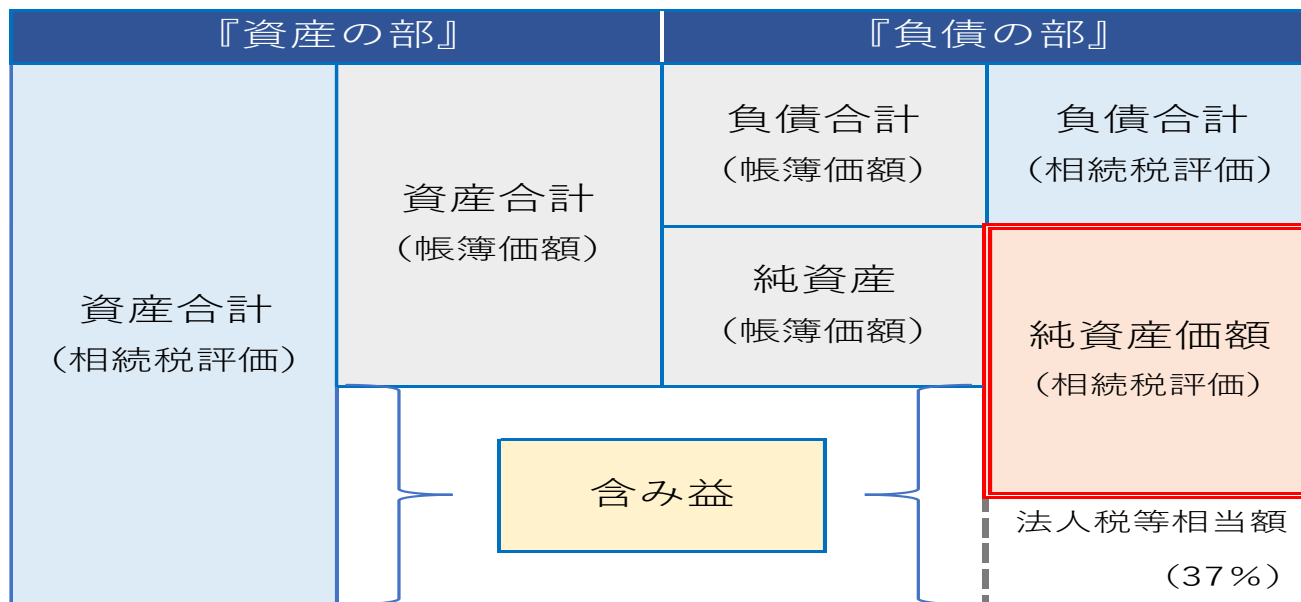
※3要素ゼロの場合には、純資産価額のみ

参考：自社株式の評価方法

純資産価額方式とは

$$\frac{\text{純資産（帳簿価額）} + \{\text{含み益} \times (1 - 37\% \text{※})\}}{\text{発行済株式総数}}$$

※37% = 会社清算を仮定した場合における法人税等の実効税率



参考：自社株式の評価方法

類似業種比準方式とは

$$\text{類似業種株価} \times \frac{\frac{\text{b}}{\text{B}} + \frac{\text{c}}{\text{C}} + \frac{\text{d}}{\text{D}}}{3} \times \text{しん酌率} \times \frac{\text{一株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}}$$

一株当たりの
配当 利益 純資産

分子：評価会社
分母：類似業種

大会社 0.7
中会社 0.6
小会社 0.5

資本金等の額 ÷ 発行済株式数

国税庁がサンプリングした上場会社の株式等から、113の業種目別に数値を公表しています。
【一株当たりの資本金等の額を50円とした数値】

参考：自社株式の評価方法

配当還元方式とは

$$\text{配当還元価額} \times \frac{\text{直前2期の平均配当金額}}{\frac{\text{資本金等の額} \div \text{一株50円とした場合の株式数}}{10\%}} \times \frac{\text{一株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

例えば・・・

配当が10%の場合 ⇒ (旧) 額面金額

配当が20%の場合 ⇒ (旧) 額面金額の2倍

参考：自社株式の評価方法

一般の評価会社と特定の評価会社

株式保有特定会社

総資産のうち、株式等の価額の占める割合が50%以上である会社です。

【評価方法】

①原則 ⇒ 純資産価額

②特例 ⇒ S1+S2方式

S1：株式等とその配当がないものとして計算した場合の原則的評価方法による評価額

S2：株式等のみを純資産価額方式により評価した金額

土地保有特定会社

総資産のうち、株式等の価額の占める割合が70%以上※である会社です。

※中会社は90%以上、小会社は規模に応じて、70%or90%以上となります。

【評価方法】

原則 ⇒ 純資産価額

比準要素数1の会社

比準要素（配当・利益・純資産）の金額が、直前期末において「いずれか2つが0」であり、かつ、直前々期末において「いずれか2つ以上が0」の会社です。

【評価方法】

①原則 ⇒ 純資産価額

②特例 ⇒ 類似業種比準価額×0.25+純資産価額×(1-0.25)

比準要素数0の会社

開業後3年未満の会社

比準要素（配当・利益・純資産）の金額が、直前期末において「すべて0」の会社、または、開業時から課税時期までの期間※が3年未満の会社です。

※期間は、暦に従って計算し、期間の端数処理は行いません。

【評価方法】

原則 ⇒ 純資産価額

MEMO

A large white rectangular area with rounded corners, containing 18 horizontal dashed lines for writing. A solid black horizontal line is positioned at the bottom of this area.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, contained within a white rounded rectangle.

税理士法人チェスター

東京都中央区八重洲1-7-20

八重洲会館2階

【 TEL 】 050-6865-5245

【 FAX 】 03-6869-5041

相続 太郎

ご不明点やお困りのことがございましたら、お気軽にご相談下さい。

